

第 1 1 回宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会 議事録

1 日 時 令和 5 年 9 月 1 1 日（月） 1 8 : 3 0 ~ 2 0 : 2 0

2 場 所 宇部市役所本庁 3-3 会議室

3 出席委員の氏名

鷹岡 亮 委員

伊藤 一統 委員

松田 靖 委員

松尾 淳一 委員

才木 祥子 委員

松岡 千鶴 委員

富田 紀子 委員

上原 久幸 委員

井上 博己 委員

井上 政志 委員

福永 久美子委員

4 事務局出席職員

床本教育部長、水津次長、三好教育総務課長、佐々木学校教育課長

藤井学校施設課長、平山教育総務課副主幹、島谷教育総務課副課長

5 要 旨

（事務局）

定刻となりましたので、只今から、第 1 1 回宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会を開催いたします。

まず、資料の確認ですが、事前にお送りしておりました次第と答申案、答申案添付の資料と本日お手元にお配りしております資料 1 がありますでしょうか。お持ちでない方がおられましたらお申し出ください。

（事務局）

本日は、委員 1 1 名全員のご出席があり、宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、会議が成立していることをご報告いたします。

では、ここからの進行は、鷹岡会長にお願いします。

（会長）

第 1 1 回の審議会になりますが、委員全員のご出席をいただき、ありがとうございます。また、今までの 1 0 回の会議の中でも、多くのご意見やご提案をいただき、ありがとうございました。今日は、答申（案）の審議に入っていくわけですが、答申（案）の作成に関して、事務局の皆様には、本当に色々な事を考えながら、作成していただき、かつここで議論した内容を精査して、少しでも文章をわかりやすく、作成していただき

ました。本当にありがとうございました。今日は、これから答申（案）について、ご審議いただくわけですが、この答申（案）がまとまりましたら、この後は、パブリックコメントを実施して、広く市民の皆様方のご意見をお聞きしながら、最終答申をまとめていくというスケジュールになっています。これから答申（案）の議論、審議に入るわけですが、前回の北部地域の確認を今一度させていただき、そのあとに答申（案）についての意見を委員の皆様からお伺いしていきたいと思います。また、答申（案）の審議の後に、添付する資料についてのご意見も伺いますが、これも前回からの引き続きの確認ということで、小規模校、大規模校のメリット・デメリットの資料についても先にご意見を伺い、その後に、全体についてのご意見を伺う形にしますので、よろしくお願いします。

それでは、まず事務局の方から議題1の答申（案）についての説明をお願いします。

（事務局）

-----<議題1 答申（案）について説明>-----

（会長）

ありがとうございました。本審議会につきましては、教育長の諮問事項として、宇部市立小中学校適正規模・適正配置について、ご議論いただきたい。特に審議事項としては、最適な教育環境として、将来あるべき学校の姿とその実現のために必要な適正規模など、今後の方向性について審議していただきたいとのことでございました。我々としては、今回の案の4ページになりますが、「児童生徒が、多様な考え方に触れ、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていける集団規模と、安心・安全な教育環境のもとで、地域と連携を図りながら、義務教育9年間を見通したつながりのある教育を提供することにより、児童生徒の確かな学び（健やかな成長）を保障できる学校」というものが将来あるべき学校の姿ということをみなさんと共有させていただき、理想形としては、この社会性を育むことができる集団規模というものを有したうえで、できれば校区の中心に位置する同一敷地内に小中学校がある義務教育学校として設立できれば、それは本当に理想形になりますというところを委員の皆様と共有させていただいたところです。次に審議事項の2つ目としては、将来あるべき学校の姿を実現するための方向性を踏まえた学区変更など、適正配置の具体的な取組案などについて、ご審議いただきたいと思います。また、さきほど説明をさせていただきましたように、前回、北部地域のところをお話させていただいた際に、議論の方も活発に行っていただきましたが、その部分が未消化で終わっている可能性もあります。16、17ページの特に学区再編を進めるにあたっての付帯意見の4番目の北部地域への支援というところについて、皆様の方から、まずご意見をいただき、その後に全体について、さらにご質問やご意見をいただくという形にさせていただければと思います。それでは、16、17ページの付帯意見の4について、ご意見やご質問があればお願いします。

（委員）

16ページになりますが、上から3段目の1学級の人数が2人未満（複式学級の場合は4人未満）と記載されていますが、前回の会議で、児童数が全体で12人未満になった場合という形で私は理解していたのですが、ここの表記が変更になった理由を教え

ていただきたいと思います。というのも、例えば複式学級で1、2年が4人未満だった場合でも3、4年と5、6年が人数を満たしていた場合というのを考えたら、全体が12人未満という基準の方がわかりやすいと思ったのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

前回の会議で色々ご意見をいただいて、12人という数字の根拠が漠然としていたので、なぜ12人なのかというところで、基本的には、1学級2人未満というのが基準になるとの考えにより、記載させていただきました。ただ、さきほどご意見がありましたように人数がいる学年といない学年、とにかく全体で12人であるという考えでもいいのであれば、この記述は削除しても良いかと思います。そのあたりについては、もう一度この審議会でご議論いただきたいと思います。っております。

(会長)

この「ただし1学級の児童数が2人未満（複式学級の場合は4人未満）になった場合には、教育環境の維持が困難になると考えられることから、地域的な状況を踏まえて」というところの2人未満あるいは複式学級の場合は4人未満の記述について、他の委員の方からご意見などあればお願いします。この部分の表記については、説得性のある、根拠となる表現は難しいところであって、12人という数字については、1学級に2人、学校全体で12人となるところが、考えられる根拠の一つになります。最初の文章を説明の記述として書かせていただくことで、読み手にとっては、わかりやすのではないかとこのところがあり、1学級の児童生徒数が2人未満になった場合という形の記述にさせていただき、6学年あるので、12人という数字にさせていただいたところになります。

(委員)

一つの目安として、1学級2人未満（複式学級の場合は4人未満）は、確かに人数の多い学年、少ない学年があると思いますが、例えば1、2年生で3人だとした場合、学年が進行しても転入がない限り、それがそのまま6学年まで進んでいくということを考えると、教育環境の維持という面では、ある程度の人数の規模は必要であることと、審議会でも意見が出ましたが、私もそう思っています。その基本的な数字として示され、全体を見たときに12人という数字を示すことは、読み手にとって数字の意味がわかりやすいと私は思います。

(委員)

この資料8の学校、保護者から寄せられた意見の中で、1学級2人未満の根拠として、1人では、さすがに学習に適した環境と言えないという意見もあり、1人では最適な教育環境の提供は難しいと示されていると私は理解しています。なので、このような意見を基に、1学級2人未満という数字が出てきていると自分は理解していますが、それでいいのでしょうか。1学級2人未満の根拠を聞かれたら、これを基に考えているということではないかと自分は思っています。

(委員)

16ページで、1学級の児童生徒数が2人未満の根拠として言えるのが、例えば4ページに記述のある学校のあるべき姿の中で、「切磋琢磨する」という部分に関連してく

ると私は思っていますが、14ページで、例えば、吉部小学校の令和10年度推計を見たときに、1学年0人や1人もありますが、しかしながら、合計すると学校全体では12人になり、12人未満にはならない。このような場合はどうなるのかなと疑問に思います。表記の仕方が少し気になりました。

（委員）

1学級2人未満というのは、目安としては、良いと思います。ただ、学校全体で12人となると非常に曖昧にもなりやすいとも感じており、細かい部分を決めておかないと議論が前に進んでいかないのではないかと私は思います。例えば1年生だけで12人となった場合は、果たして学校として成り立っていくのかなどの問題も出てくるのではないかと思います。よって、ある程度の目安を作っておかないと学校としては運営しにくくなるのではないかと私は思っています。

（委員）

適正化の推進に関してのところ、確かに前段では、適正化を推進していくこととすると記述があります。そこで様々な危惧があることから、検討が必要であると具体的なことまで書かれています。しかも、17ページの付帯意見4に、具体的な人口増に繋がる施策を地域と教育委員会が一体となって取り組んでいく、まさに私たちの考えを反映していただいておりますので、良いのではないかと読ませていただきました。しかし、1つ言わせていただくと、16ページの参考資料で、「近隣市町との組合学校の設置など」という記述は、私は削除すべきと考えます。理由は、我々は審議会として、先ほど、説明がありました宇部市立小中学校のあるべき姿というものを昨年度から協議してまいりました。それは4ページにも位置づけてあります。宇部市立学校として、義務教育9年間を見通したつながりのある教育を提供することが望ましいのではないかと私たちは、審議会として、意見をまとめておりますので、ここの記述については、削除することが望ましいと私は考えます。ただ、その前段に記述のある地域に身近な分校としての活用については、義務教育学校の分校という位置づけは可能と考えますので、北部地域の様々な状況を考えて、一つの可能性として、地域に身近な分校として存続し、活用などしていくなど記載することは、良いと思います。

（会長）

今の意見は少し置かせておいていただいて、さきほどの12人未満という記述だけで良いのではないかとこのところは、委員の皆様の意見としては、目安として設定しておくことと、全体としては、北部地域への支援の文字に固執するよりも、そこを目指すためのこれからの我々の支援のあり方が、明確に17ページのところで記載してあります。もちろんこの議論をするときに、それありきではなく、付帯意見（3）の「保護者や地域住民との合意形成のある学校づくりが基本」と記載がありますので、ここについては、このまま文章を残すというところで良いのではないかと思います。いかがですか。

（委員）

この文章の流れとして、私が気になったのが、これは令和10年度まで据え置きにするとの認識でいいですか。複式学級4人未満の状況は、少なからず学校にはあるのです

が、令和10年度までは様子を見て、令和10年度の段階で、判断し進めていくという認識でいいですか。

(事務局)

お見込のとおりです。

(委員)

私は、前段と後段が矛盾しているように感じています。適正化を推進していくということは、別の形を求め、進めていくということなので、小学校が無くなるかもしれないし、別の形になることを推進していくことになります。一方で、地域の声も大事だと後段に記述してあるので、推進ではなく、審議会などを立ち上げ、協議を行っていくこととするなどの文言が前段にあれば、私自身も違うステップに進んでいくという気持ちで読めるのですが、適正化を推進していただくと、学校などを統廃合していただくと感じます。その表記の仕方が前段と後段で、私の中で繋がらなかったのも、違和感があったのだと思います。

(会長)

付帯意見で、委員から北部地域については、5年という中間的な地点で計画を確認することを明確に記した方が良いのではないかとのことでしたが、この答申(案)には、その記述はありますか。

(事務局)

今後、10年間の計画で、北部地域は、令和10年度に5年後見直しと記載していますので、見直しは行います。北部地域に限らず、この計画にない、例えば、小羽山や西宇部地区など他地区も今後、人口減になってくると予測されますので、そのようなところも5年後に全体を見直すという意味で、付帯意見として追記させていただくのは、良いと思います。また、それとは別に北部地域については5年後と明確に追記すれば、よりわかりやすくなるのではないかと思います。ただ、適正化を基準に基づき推進していくことについては、外せないのではないかと考えています。適正化の手法としては、市街地地域と同様に施設一体型の小中一貫校だけで、進めた方が良いのか、分校として残していくなども検討した方が良いのかについては、当然、地域とも議論していくべきだと考えています。そのあたりをどのように示していくかについては、委員の方々の意見を反映させながら、作成していく必要があると思っています。答申(案)についても、そこについては、もう少し整理していきたいと思っています。

(会長)

今、事務局からも説明がありましたが、中間的な地点での5年目というところでの確認については、もちろん適正化は推進していきますが、各地域や学校の状況も変化していきますし、全国的な取組や情勢も変わっていくことも考えられますので、そのことも含めて、中間的な地点での5年目で確認をするということを付帯意見に追記させていただくことについては、いかがでしょうか。

(委員) 全員

異議なし

(会長)

それでは、付帯意見を追記させていただく箇所については、こちらで決めさせていただくこととして、さきほど委員からご指摘のあった件については、よろしいですか。

（委員）

先ほどからの意見に関連してですが、読み手から見ると、ここで議論していない方でも、これを見ればわかる内容になってないといけないと思います。1番の問題点は、6ページから「望ましい学校規模の基準」の記述がありますが、「この基準に合致していない場合に検討する」と基準は既に示されています。それを改めて、1学級2人未満などの新しい基準を後に示すことでダブルスタンダードになっています。要は明確に基準を示した上で、この基準に合致していないところを検討するという流れでないと混乱の元になると思います。それから具体の進め方ということで、学校の再編ということになるのですが、計画までいってない、さきほど協議会を立ち上げてというお話もあったのですが、実際にこの再編というのは、どこでどう行われるのか、行政の中で行われて終わりなのか、ここでの方針を示す形で終わるのか、そこが少し曖昧になっているかなと思います。その結果、色々な方向からご意見が出ているのかなとも感じています。2番目の意見については、少し曖昧な意見になってしまいましたが、1番目の意見については、少しご検討いただければと思います。最初に下限値とあったところを修正していただいたことは良いと思いますが、そこに、1学年1学級以上と記されていて、それを受けて、その基準に達していないものは、検討すると記載されていますので、それであれば、それで進んだ方がいいと思いますが、もし、人数規程を設けたいのであれば、ここに明記すべきではないのかなと思います。

（委員）

私も同じことを感じていました。15ページで人数のことを記されていて、7ページでも同様の基準が示されているので、最初のところで示しておくだけの方がわかりやすいと思っています。それから、さきほどお話のあった適正化の推進に際して、どのように進めるのかということが、付帯事項の中で、委員の方から意見が出たという形で記されていますが、市として、どのように進めるのかということが、市民のみなさんがパブリックコメントで読まれるときに、気になるころだと思います。ですから、北部地域の適正化の推進に際してはどうするのかというところに、委員の方々から意見の出ている地域や保護者との合意形成を図るという文言などを記すことが出来れば、市としての方針というものが明確に打ち出せるのかなと思います。そこを地域住民や保護者の方は、1番気にしておられるところではないかと私は思います。

（委員）

まず、学級数と人数のことについてですが、学校規模という形で記されていて、教職員を配置するときには、児童生徒数の人数ではなく、学級数で配置するように決まっていますので、問題はないかと考えました。また、今後の方針については、これからパブリックコメントをどのような形で実施されるのかにも関わってくるのですが、私たち審議会の意見をここでお示しすることになりますので、あまり市の方針というところまで、立ち入ることについては、どうなのかと感じます。あくまで、付帯意見という形でまとめていただいていますので、そのあたりの加減は難しいと感じています。

（委員）

人数や学級数の関係についてはこの中に入っていて、あとは標記の仕方をわかりやすい表現にしていけば良いと思いますが、これを出したのちに、今後全体的にどのように進めていくのかということは、この中に入れていく必要はなく、私たち委員に教えていただき、どこまで踏み込んだら次の段階でやりやすいとか議論できたらと思います。

（会長）

今のご意見は、先ほどの委員の意見から始まっているものですが、一度学校規模の基準について、スタンダードを示した後にまた別の基準を示すのは、ダブルスタンダードとなるため良くないのではないかというご意見については、いかがでしょうか。

ご意見がないようでしたら、先ほど、学校規模の基準として学級数を示しさらに人数で絞っていくやり方についてのご意見がありましたので、6 ページの「1 学年 1 学級以上を適正規模とした上で」のところに、北部地域の適正化の下限值である 1 学級 2 人未満の人数表記をもっていくということで、事務局に整理していただくということでよろしいでしょうか。

（委員） 全員

意義なし

（会長）

次に、この提案した具体案に基づいて、教育委員会や市がどのような組織を作り、どのように進めていくかという方法や手順については、市としての方針ということもあり、私たち委員が入り込んでいくということは難しいのですが、今後、どのようなやり方やスケジュールで進めていく予定であるということを、パブリックコメントを実施している間に整理していただき、次回の審議会で示していただいた上で、このような内容を議論していくときに、もう少し地域の意見を聞いた方が良いのではないかなどを議論させていただき、パブリックコメント実施後の答申に盛り込むのか、別資料として提案させていただくというのは、いかがでしょうか。

（委員）

その議論の前に、北部の検討対象校の適正化に着手する基準が全体として 1 2 人未満との基準があり、また 1 学級の児童数が 2 人未満との記載もあるのですが、両方の基準を満たした場合に適正化を推進していくのか、どちらかに当てはまった場合に推進していくのか、このあたりの疑問がまだ残っているのですが。

（会長）

書き方として、いきなり学校全体で 1 2 人未満が出てくるのは不自然で、その背景となる 1 学級 2 人未満という書き込みは必要なのではないでしょうか。ですが、全体で 1 2 人未満なのか、全体で 1 2 人未満または 1 学級 2 人未満なのかは、地域の方たちもとても気になるところなので、その辺りも考慮した上で先ほどお話をさせていただいたように 6 ページのところに、わかりやすく整理して、事務局に記載してもらい、会長、副会長で確認させていただくということでお任せいただけますでしょうか。

（委員）

異議なし

(委員)

今、話題になっている全体で12人未満になれば、というのは適正化を推進していく条件にはなっていないと思います。あまりにも少なくなったら、教育環境の維持が困難と考えられますが、その人数が例えば全体で12人未満と示すものであり、これが条件であるとは読めないと思います。

(委員)

まさに、そのように読めるか、読めないか考えないというところに問題があり、誰もが、読んですぐわかるような内容にしておかないといけないと思います。基準なら、基準として示すべきだと思いますし、先ほどの適正化の進め方については、市にお任せすべきことで、この審議会では、検討対象校については、このようにしたら良いですなど、教育委員会に検討していただく材料を提供するだけだと思います。ただ、この答申の書き方として、具体的すぎるところと、抽象的なところが混在していて、適正化の進め方まで示さないといけないのではと錯覚を起こすのではないかと思います。本来、ここでは、この校区を再編した方が良く、ここは小中一貫校にした方が良くなどの抽象度の高い方針を示すので十分ではないかと思います。

また、6ページのところに具体的な取組として、市街地地域と北部地域に分けて検討を進めていくことを推奨するとありますが、ここは推奨するではなく検討を進めていくと言い切ったほうが良いと思います。そして、その先の具体的な取組の方向性を推奨するというのではないかと思います。

10年前の協議会の時にも、学校規模の基準については、学校全体の人数と学級数を併記する基準を作っていました。学校全体の人数は市街地地域の学校についても当てはまることなどで、そのようにした方が良くと思います。いずれにしても、これからパブリックコメントを実施するに当たり、市民が読んだときにわかりやすいように、抽象度を上げる形でまとめた方が良くのではないかと思います。

(会長)

確かに、市民の方が一度読んでわかる内容にしなければならないと思います。答申の内容については、皆さんで考えた内容になっていると思います。そのうえで、わかりやすく、どのような書き方にするかは、事務局にお願いし、会長、副会長で確認させていただくということでよろしいでしょうか。

(委員) 全員

異議なし

(会長)

では、改めて具体的なところと抽象的なところの整理と、人数については学級数と併記するようにしたいと思います。ただし、それは条件ではなく、理由になるのかなど、そこも検討しつつ、事務局に修正してもらい、パブリックコメント前の答申案については会長、副会長で確認させていただきたいと思います。

あと、さきほどのご意見で、16ページ3段落の下から2行目の「近隣の市町との組合立学校の設置」という文言については、削除した方が良くとの意見がありました。それは、この審議会が学校のあるべき姿として、義務教育9年間を見通したつながりのあ

る教育の提供を掲げており、小中一貫教育を推進していくという方向性から逸脱するのではないかとのことだと思いますが、「地域の分校としての活用など」というところで、含みを持たせて、その部分は削除するということでは、いかがでしょうか。

(委員)

「近隣の市町との組合立学校の設置」の文言を入れていただいたのは、私の発言を汲んでいただいたからだと思いますが、そうではなくて、そもそも、ここは、検討対象校の適正化の方向性を示すべきところで、この部分に記載することではなく、分校であれ組合立学校、あるいは休校という形であれ、過小規模校の教育に関しては、文部科学省が手引きの中で示している例示がありますので、それをそのまま、付帯意見の中で、記載していくのが良いのではないかと思います。それを、実際にやってもらえるかは別として、審議会として申し送りたいということで記載していけば良いのではないかと思います。なので、16ページは前段の部分を残し、後段は付帯意見に持っていっていった方が良いでしょう。

(会長)

今の発言のように書き方を変えさせていただくということではよろしいでしょうか。他に、全体的なところで、書き方やご提案、質問などがあればお願いします。

(委員)

これを見られて、特に北部地域の方々は、学校がすぐに無くなるのではないかと、統合されるのではないかと不安になられるのではないかと思います。そのため、不安を和らげるためにも、基準に則ったものではあるけれども、地域に合わせた学校づくりを考えていきますというような文言を入れていただくと良いと思います。

(会長)

委員が言われるように、これを進めていくにあたっては、マイナスイメージを持っていただくと難しくなると思います。市民の方々が、私たちの気持ちもわかっていただきながら、考えられたんだなというところがわかるような文章にしていけることが大事だと思います。

また、先ほどから北部地域のところが議論されていますが、市街地地域についても、今回かなり重たい内容になっていると思います。ですので、北部地域と併せて、市街地地域の書き方も精査していきたいと思います。

(委員)

今後、中学校を軸とした義務教育学校を目指して行くという方向性を示す中で、今は小学校単位でのコミュニティ・スクールが地域と学校で進められています。これは、コミュニティ・スクールや地域づくりにも係わってくることなので、地域の中でしっかり議論を進めて欲しいということも付帯意見に追加していただきたいと思います。

もう一つ、市街地にマンモス校があり、北部には小規模校があります。様々な教育環境がありますが、今までの大きな学校ではあわない、あるいは田舎の学校で学びたいという子供たちのために、特認校制度というのがあります。適正化については、進めていながらも、当面はこの制度を推進していくべきではないかとも思います。推進していきながら、小規模校においては児童数を確保していくべきではないかということも付

帯意見に盛り込んでいただきたいと思います。

（委員）

私も、特認校就学制度は、今ある制度で小規模校の児童数を増やしていけるととても有効な制度だと思います。なので、市としてバックアップしていただきたいし、北部のみならず、宇部市全体の支援として入れてもらえると良いと考えています。また、（３）保護者や地域住民との合意形成と魅力のある学校づくりの後段２行目に「学校と地域が一緒になり」と記載があり、（４）の北部地域への支援のところでは、「地域や市長部局、教育委員会が一体となって」とありますが、地域や学校だけでは難しく、行政の力も必要なこともあるので、（３）の方にも同様に、学校と地域の後に行政を加えていただけたらと思います。

（会長）

特認校制度については、どのような形の表記にするかは考えていただくとして、付帯意見に盛り込んでいただけたらと思います。「中学校区単位での小中一貫校による適正化を進めていくにあたっては、学校と地域が一緒になり」のところに、行政まで加えてはという意見についてはいかがでしょうか。

（委員）

子どもたちや地域にとって魅力ある学校の将来ビジョンを描いていくには、学校と地域と家庭が一体となって進めていくことが必要で、家庭については、上に保護者という表記もあり、ここには行政という文言は入れなくても良いと思います。

（会長）

学校づくりと言うことを考えた時には、もちろん教育委員会のバックアップは必要だけれども、ここは行政という言葉は入れずにしておくということで行きたいと思います。

（委員）

表記の点ですが、３ページの児童生徒数について、「令和５年には、」とありますが、「令和５年度」の方が良いのかが、気になります。また、１０ページの令和５年度の西岐波中・常盤中における常盤小からの進学者数は令和４年度の数になっているのではないかと思います。

（会長）

この点については、事務局で確認をお願いします。

（委員）

資料を見させていただいて、とても見やすい資料にはなっていると思いますが、ここにおられる委員の方々は、学校に関わっておられる方々で、良く理解できると思うのですが、先ほどから話の出ている、学校に関わっておられない市民の方が見られた時に、理解出来るのかは、疑問に思います。自分も「組合立学校」のことは先ほど話を聞いて初めて理解しましたし、素人が読んでも理解できるように、再整理していただけたらと思います。

（委員）

未就学児の保護者という視点から申し上げますと、学校の教育というものは不透明

な中で、まだまだ読みやすいものにしていただければと思います。また、校区の変更に
についても、自宅の購入などの際に最も気になる点で、その辺りはしっかり見られると思
いますので、併せて読みやすくしていただけたらと思います。

(会長)

少しでもわかりやすく、また、これから就学される子どもの保護者の方が見られると
いうことを意識しながら、整理していけたらと思います。

他に、ご意見はありませんか。

(委員)

学校選択制の対象区域にお住いの委員にお尋ねしたいのですが、今回、学区再編をし
たのちに学校選択制は廃止するとしています。もともと、その制度が良くてここにお
住いの保護者として、この答申案の内容で納得できる内容となっていると思われま
すか。また、パブリックコメント実施前に、もう一度審議会でその内容を審議する
ことが可能なのでしょうか。

(会長)

今回、委員の方々にいただいた意見により、かなり修正することになると思いま
すが、再度審議会を招集や書面ですべての委員の皆さんとやり取りをしますと、かなり
の時間を要し、日程的に厳しくなると思います。そのため、最終案についてパブリッ
クコメント実施中に疑問点があれば事務局に送っていただき、パブリックコメント
終了後の審議会、市民の方々のご意見とともに審議していけたらと思います。

(委員)

今日、北部地域の基準のところ、色々のご意見が出ましたので、その点がどの
ように表記されるのか気になっただけです。答申案として出る以上、委員全員の
意見ということになりますので。最後に、委員のご意見をお聞かせいただけます
でしょうか。

(委員)

学校選択制の廃止をすぐに実施するということではなく、その間に地域住民の方
としっかり話をしていけるのであれば良いと思います。結局、再編して、教育環境
が向上するということであれば、納得が得られるのではと思います。

(会長)

これから、事務局と私と副会長で調整させていただく中で、今回審議して総意
のもと決定した内容が変更となる場合は、時間的に厳しくても委員の皆さん方
に見ていく時間を取りたいと思います。その時には1日2日とタイトな時間になる
かもしれませんが、よろしくお願いします。

最後に、資料についてご意見があればお願いします。特に資料8の小規模校・大規模
校のメリット・デメリットについては、議論するための参考にしたということであ
れば、添付の必要はないかと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

一人の意見と言うことかもしれないし、多数の意見かもしれない。また、主観
的なのか、客観的なのかということもありますので、私は添付の必要はないと思
います。

(会長)

添付した方が良いという方はおられますか。おられなければ、削除していただくよう事務局でお願いします。

(委員)

私も添付しなくて良いと思いますが、昨年の市民ワークショップに参加された方々は、これを見られるのではないかと思います。その時に、この中にご意見が盛り込まれていると良いと思います。皆さんが時間を割いて来られ、議論されて、色々ご意見を言われたことが、どのようにフィードバックされているのかがいまだに知り得ないことなので、その辺りは考えていかないといけないと思います。

(会長)

まず、資料9のアンケート結果やワークショップで出された意見は、そのまま残すということになると思います。その上で、どんな風に書き込んでいくのかは、難しいところですが、1のはじめにのところでは、「アンケート調査の実施やワークショップを開催しながら、審議を重ね」と記載し、あるいは5ページ目、アンケート結果やワークショップでの意見において、小中学校の配置の見直しを進めるうえで、重視されている点を記載させてもらっています。すべてのことを書き出していくことは出来ませんが、キーワードを使いながらまとめさせていただいていますので、ご理解いただきたいと思います。

(委員)

私は、アンケート結果もいらないと思っています。答申としてはそのような細かいものまでつける必要はないと思っています。これも一つ一つの意見を書き出せば、先ほどのメリット・デメリットのように主観的意見や客観的意見が混在するので、不要ではないかと思います。むしろ、資料3の審議の経過にあるように、そのようなことを実施しながら、議論を進めてきたということが重要だと思っています。

(委員)

資料9については、数値で表してあり、言葉のところは、解釈ではなく、事実が記載されているので、あっても良いのではと思います。

(会長)

それでは、資料9は残して、資料8は削除することよろしいでしょうか。

では、予定のところまで終了しましたので、事務局にお返しします。

(事務局)

今日も活発にご意見をいただき、ありがとうございました。

今日の答申(案)につきましては、皆様方からいただいたご意見を基に、一部修正を加え、会長、副会長にご確認いただき、最終決定したもので10月にはパブリック・コメントの手続きを実施したいと考えています。その後、11月に最終(案)の確認の審議会を開催したいと考えています。

次回開催は11月の下旬頃になる予定です。日程調整については、近づいてまいりましたら早めにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(会長)

これまで、皆様方のおかげでスケジュール通り、審議を進めることができました。ありがとうございました。これから、大切になるのが委員の方々の意見や市民の方々の意見が反映されたものになっているのかというのが残り1回の審議会になりますので、よろしくお願いします。また、これからパブリックコメントの手続きになりますが、お知り合いの方々にもお声かけいただけたらと思います。

(事務局)

会長、委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。

それでは、以上で第11回審議会を終了させていただきます。皆様、ありがとうございました。お帰りの際は、お気をつけてお帰りください。